

各保護者 様

松阪市教育委員会事務局

給 食 管 理 課

9月13日（月）以降の給食費の取り扱いについて

平素は、本市の学校給食にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、この度緊急事態宣言が延長されました。それに伴い、給食費について下記の通りお知らせさせていただきます。

記

13日以降の分散登校期間の給食につきましては、「1. 登校日（給食を食べる予定の日）のみ給食を食べる」「2. 一斉オンライン学習日を除きすべての給食を食べる」「3. 分散登校期間中給食は一度も食べない」のいずれかを調査させていただき、その内容に基づき年度内に給食費を調整します。

なお、9月3日～10日までは、理由の如何を問わず食べなかった分の給食費は年度内に調整するとしておりましたが、9月13日以降は、食べると選択した上記1又は2の給食費について、基本的に減額（または返金）対応は行いません。ご理解とご協力をお願いいたします。

事務担当 松阪市教育委員会事務局

給食管理課 給食係 61-1155